変動金利に関する特約事項

本ローンは、変動金利になります。借主は、本契約にあたり、借入金債務の利率および利率変更方法について、下記の通り確認します。なお、この事項に掲載された事項のほかは、すべて取引規定の各条項の適用をうけるものとします。

第1条　借入利率変更の基準

借入日以降の借入利率の変更については、銀行の短期プライムレート（以下、「基準利率」という。）を基準として、この基準利率の変更に伴って、次の第 2 条に定める方法により引上げまたは引下げされるものとします。但し、金融情勢の変化、その他相当の事由により短期プライムレートが廃止された場合には、銀行は基準利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における変更前基準利率の比較は、銀行が相当と認める方法によるものとします。以後、新基準利率の対象となったものの取扱が廃止された場合も同様とします。

なお、本契約締結日現在基準利率は、2.875％であることを確認します。

第2条　借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出基準日と適用開始日

1、　借入利率引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日（以下「基準日」という。）に行うものとし、借入利率引上げ幅または引下げ幅は前回基準日における基準利率と現在基準日における基準利率の差とします。

但し、借入日以後最初に到来する基準日においては、その基準日における基準利率と借入日現在の本ローンの適用金利の基準となる銀行所定の基準利率とを比較し、差が生じた場合には、その差と同一幅で借入利率を変更するものとします。

2、　前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。

基準日以降最初に到来する 6 月または 12 月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。

3、　本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第 1 回の約定返済日までに、変更後の利率、返済額に占める元金および約定利息の割合等を文書により通知するものとします。

第3条　利率の変更による元利金返済額の見直しおよび返済方法

1、　毎回元利返済額および増額元利返済額（以下「毎回返済額」という。）は、第 1 条および第 2 条による借入利率の変更時に変更するものとします。

2、　借入利率の変更により毎回返済額を変更する場合は、新借入利率、残存元金、残存期間等により銀行所定の方法で計算した新返済額を支払うものとします。

3、　最終の返済額見直し以降、利率変更に伴い最終期限に借入金の一部および未収利息が残る場合には、最終期日に一括して支払うものとします。

以上